

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

公益財団法人ワールドマスターズ2021関西組織委員会

定款第14条、第29条の定めに従い、理事・監事及び評議員に対する報酬等の支給基準は、以下のとおりとする。

(役員報酬等)

- ・理事及び監事は、無報酬とする。
ただし、その職務を行うために要する費用は、支払うことができる。

(評議員報酬等)

- ・評議員は、無報酬とする。
ただし、その職務を行うために要する費用は、支払うことができる。

以上